

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

2 いじめへの基本認識

全職員が「いじめは、どの学校でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く関係ない児童はいない。」という基本認識にたち、すべての児童が、「いじめのない楽しい学校生活」を送ることができるようにしていく。

そのために必要な基本姿勢を以下に挙げる。

ア いじめを許さない、見逃さない雰囲気作りに努める。

イ 児童一人一人の自己有用観に裏打ちされた自尊感情を育む。そのために、良さや可能性を伸ばし、達成感や自己実現のある教育活動を推進する。

ウ 当該児童の安全を保障し、早期解決、事後指導のため、家庭、関係機関等との連携・協力を図る。

エ いじめの未然防止・早期発見・対応のために様々な手段を講じる。

3 いじめ防止のための取組

(1) いじめの未然防止

ア 教職員の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努める。

イ 各教科等の学習指導において、言語活動の充実に図り、確かな学力の育成に努め、相互の交流の工夫を行うと共に、日常的に児童の望ましい人間関係づくりを推進し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。

ウ 道徳の時間の指導法の工夫を行い、ねらいとする道徳的価値の深い自覚を促す。

エ 「命を大切に作る心」を育むプログラムの実践を強化し、自他の命を大切に作る心や自尊感情の醸成に努める

オ 人権教育の充実に図り、支持的風土を持った集団づくりを進めると共に、差別を許さない・見逃さない態度の育成に努める。（心スキルタイム）

カ 本校の地域連携活動の一つとして、地域、保護者、関係機関との連携を進め、児童の安全・安心のための活動を推進するとともにいじめの未然防止にあたる。

キ インターネット・SNS等を利用したいじめの未然防止のため、情報モラル教育の充実に図るとともに保護者への啓発を進める。

(2) いじめの早期発見

ア 報告は義務、連絡は気配り、相談は問題解決の思いで、報連相を確実に行う。

イ 職員の感性を研ぎ澄まし、日頃の児童の様子の変化も見逃さないように努め、当該児童への積極的な声かけを行う。

ウ 月1回のタマにゃんチェックと年1回県教委からのいじめ予防アンケートを行い、児童の悩みや人間関係を把握する。小さな事例でもすぐに対応する。

エ 教育相談（6月・10月）を年2回実施するとともに、保護者に対して、「いじめ発見チェックリスト」を配布し保護者と連携する。

オ 「愛の1・2・3+1運動」（欠席1日で電話連絡、2日目に家庭訪問、3日以降は学校組織で対応、必要に応じて関係機関等と連携）を実践する。

(3) いじめへの対処：すべての指導及び支援について、組織的に対応する。

- ア いじめの発見・通報を受けたときは、その場ですぐやめさせ、身の安全の措置をとり、管理職に速やかに報告する。
- イ 速やかに関係職員と管理職と協議し、調査の方針を決定するとともに実施する。必要に応じて、「いじめ防止対策委員会」を開催する。
 - ・児童が話しやすいよう担当する職員を複数選任する。
 - ・重大事態と判断した場合は、校長が市教育委員会へ報告する。
 - ・必要な場合は、全児童への調査を行う。
 - ・解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と適切な情報共有を行う。
- ウ いじめを受けた児童や保護者への継続的（少なくとも3ヵ月）な支援を行うとともに、いじめを行った児童や保護者に対しては指導・助言を継続的（少なくとも3ヵ月）に行い、その他の児童への指導と併せて再発防止に努める。
- エ いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を、保護者と連携を図りながら、一定期間家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。
- オ 児童、保護者含めいじめの関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

(4) 教育相談体制

- ア 担任の他、校内における相談窓口（教頭及び養護教諭）を置き、相談体制の整備を行う。
- イ 学級懇談会時に個別の教育相談の時間を設定し、保護者からの相談に対応する。
- ウ 児童及び保護者に、県や警察等が実施する電話相談体制について周知する。

(5) 生徒指導体制

- ア 職員の言語環境整備と共感的な児童理解を進める。
- イ 「児童の居場所づくり推進テーブル」の視点に沿った生徒指導を推進する。
- ウ 「玉水小のよい子のくらし」と生徒指導における各月の重点を徹底する。
- エ 「いじめ・不登校対策委員会」で協議し、不登校の早期発見・早期対応を進めるとともに、いじめとの関連が認められた場合は、重大事態として対応する。

(6) 校内研修

- ア いじめの予防、防止、措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- イ すべての教員が研究授業を行ったりお互いに学び合ったりして指導力の向上を図り、すべての児童が分かる授業を実践することで、いじめの未然防止に努める。

4 重大事態等への対応

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある時には、以下の対処を講じる。

- ① 重大事態が発生した場合は、玉名市教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

5 いじめ防止のための組織

(1) 学校内の組織

校内におけるいじめの防止を実効的に行うため、以下の措置を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「構成員」 校長、教頭、生徒指導担当、人権教育担当者、養護教諭等

「活動」 ・未然防止のための年間活動計画の作成
・調査及びに教育相談に関すること
・いじめ事案の対応に関すること
・いじめに関わる生徒理解に関すること

「開催」 月一回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) いじめ防止のため保護者、地域を含めた組織

いじめ防止を多角的な視点を持って実効的に行うため、「地域いじめ防止対策委員会」を設置する。

「構成員」 校長、教頭、生徒指導担当（情報収集担当者）、PTA会長、学校評議員、（玉名市教育相談員）

「活動」 ・未然防止のための年間活動計画の承認
・調査及びに教育相談に関することの報告
・いじめ事案の対応に関することの検討
・いじめに関わる生徒理解に関する検討

「開催」 いじめ事案発生時に開催する。

6 いじめ防止の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見、さらにはいじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者評価など学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容を評価する。

① いじめの調査及び分析に関わる内容

- ・いじめの認知件数
- ・不登校及び不登校傾向の児童数
- ・学校評価アンケート
- ・教育相談等の内容

② いじめ防止に関わる内容

③ いじめの早期発見に関わる内容

④ いじめの再発防止に関わる内容

⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容

⑥ 関係機関との連携に関わる内容

※ ①～⑥までの内容における以下の項目

- ・年間計画について
- ・実践状況について
- ・次年度への志向について